I 普及啓発(平成26年度)

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 県政かわら版, 福祉のまちづくり広報誌「ありば」 県政告知番組(ラジオ放送), 県ホームページ, 街頭キャンペーン

条例説明会(相談員研修会と同日開催)【県内7か所】 平成26年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 平成26年度鹿児島県障害者保健福祉大会

障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム

2 事業所等の研修会等での説明

区 分	障害補	冨祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
	職員	相談員	相談員	相談員	
条例施行前	3 1	_	_	_	3 1
条例施行後	1 0	0	4	1	1 5
計	4 1	0	4	1	4 6

3 事業所等への個別訪問

区 分	障害補	富祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
	職員	相談員	相談員	相談員	
条例施行前	0	_	_		0
条例施行後	0	0	7 7	1 9	96
計	0	0	7 7	1 9	96

Ⅱ 相談対応(平成26年度)

1 障害者くらし安心相談員の配置状況

(年齢は10月1日現在)

	<u> </u>		
配置先	性別	年齢	経歴
障 害 福 祉 課	女	5 3	養護学校・聾学校教諭,ホームヘルパー2級 ※ 平成27年3月で退職
大隅地域振 興 局	男	5 2	障害者就業・生活支援センター支援員 医療機関(障害者職業相談員) ガイドヘルパー(全身性、視覚障害)
大島支庁	女	5 5	ガイドヘルパー (視覚障害) ホームヘルパー 2 級

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

木	目談対応	障 害 福 祉 課	大隅地域振 興 局	大島支庁	計
		3 5	1 3	2	5 0
相談	不利益取扱い	3	2	0	5
件数	合理的配慮	3	1	1	5
	その他	2 9	1 0	1	4 0
		5 5	1 8	2	7 5
対応	不利益取扱い	1 6	2	0	1 8
回数	合理的配慮	3	2	1	6
	その他	3 6	1 4	1	5 1

3 相談対応の内訳(主なもの)

(1) 不利益取扱いの内訳

ア 医療の提供

No.	管 轄				相	談	者		
1	障害福祉課	年齢	70代	性別	女	障害種	別一	(障害者 <i>0</i>)妻)
内容	夫 (75歳・内 は, 人工透析 ているからと	患者をタク	シーで	で無料は	€迎し	ている	が,夫	は車椅子を	
対応	病院に電話で に委託して無 一会社を利用 同乗すること 一を利用を助成	料送迎を実 して無料で が身体上き よ う になっ	震施して であった ついた ったこと	ているこ ここと, いらと耳 こ, 病防	と, その 連続子	相談者 D後相談 Pのまま	の夫も 者の夫 で乗車	当初は当該 は,数人 <i>0</i> できる他を	タクシ)患者と Lタクシ
結果	病院は、相談 相談者の夫が とから、他の らず、障害者 が、最後まで	任意に利用 患者より優 差別には該	引してい 憂遇はし な当しな	いるタク していて いい旨を	フシー こも, E相談	-料金に 不当に	ついて 不利益	も助成して な取扱いに	こいるこ はしてお

イ 労働及び雇用

No.	管轄				相	談	É
2	大隅地域振興局	年齢	44歳	性別	男	障害種別	精神障害
内容	職場の同僚が精神され、そのスト			_		しく,陰で差	
対応	相談者は、相手がめ、傾聴のみで		易への哥	事情聴 耳	文や目	啓発等の対応	芯を希望しなかったた

No.	管 轄				相	談	É		
З	大隅地域振興局	年齢	不明	性別	男	障害種別	知的障害		
内容									
対応	相談者は、職場のみで終結。	への事情	青聴取,	啓発等	手の対	対応を希望し	しなかったため、傾聴		

ウ 情報の提供及び受領

No.	管 轄	相 談 者
4	障害福祉課	年齢 54歳 性別 男 障害種別 精神障害
内容	動の一部を免除し	が優れないことが多く、地域の自治会に清掃等の自治会活 してもらっているが、以前、市広報などの回覧が回ってこ 会長に訴えたとき、「お前も読むのか。」と言われた。
対応	相談者は、相手が聴のみで終結。	ちへの事情聴取、啓発等の対応を希望しなかったため、傾

(2) 合理的配慮の内訳

ア ルール・慣行の柔軟な変更

No.	管轄	相 談 者							
5	障害福祉課	年齢 不明 性別 男 障害種別 一(グループホーム計画者)							
内容									
対応	能の本質的な変動 ループホームの規	合理的配慮は、行政機関の事務・事業の目的・内容・機 更には及ばないことを説明。市に対して、構想しているグ 見模・形態等を示した上で説明を求め、十分な説明がない 度相談するよう助言した。							

No.	管 轄	相 談 者
6	障害福祉課	年齢 不明 性別 女 障害種別 - (障害者の妻)
内容	能となり, 障害 数はもうすぐ通 ら, 「物を取っ	寝たきりになったが、リハビリで杖を使用しての歩行が可者雇用という形で同じ職場で勤務を継続している。勤続年算30年になるが、最近、車椅子を使用するようになってかて欲しいと言いづらい」、「声をかけると嫌そうな顔をさとがあり、職場で差別的な態度を取られているようだ。
対応	相談者は、職場のみで終結。	への事情聴取、啓発等の対応を希望しなかったため、傾聴

イ 物理的環境への配慮

No.	管 轄				相	談	者
7	大隅地域振興	青 年齢	不明	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	習所にペーパ-	ードライル ヒ、自家月	ヾー講習 用車を教	図の受調	黄を 目	申し込んだ	しているが、自動車教 ところ、障害者用の教 手席にブレーキがない
対応	相談者は、事態のみで終結。		事情聴耳		· 送等 <i>0</i>)対応を希	望しなかったため,傾

No.	管 轄			相	談	者				
8	大島支庁	年齢	不明 性別	男	障害種別	肢体不自由				
内容										
対応										
結果	案内表示のステッ らった。	ッカーをス	大島支庁か	ら施記	受に送付し,	駐車場に掲示しても				

I 普及啓発(平成27年度)

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 県政かわら版, 福祉のまちづくり広報誌「ありば」 【予定】, 県ホームページ, 街頭キャンペーン

平成27年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 障害を理由とする差別の解消に向けた地域フォーラム【予定】

2 事業所等の研修会等での説明

(12月31日現在)

障害福祉課			大隅地域振興局	大島支庁	計
職	員	相談員	相談員	相談員	
	8	8	5	1	2 2

3 事業所等への個別訪問

(12月31日現在)

障害福祉課			大隅地域振興局	大島支庁	計
職員		相談員	相談員	相談員	
(C	16	209	5 5	280

Ⅱ 相談対応(平成27年度)

1 障害者くらし安心相談員の配置状況

(年齢は4月1日現在)

			(图 1 1 1 1 1 1 1 1 1
配置先	性別	年齢	経歴
障 害 福 祉 課	男	6 4	会社員, いのちの電話相談員 ※ 平成27年4月から新任
大隅地域振 興 局	男	5 2	障害者就業・生活支援センター支援員 医療機関(障害者職業相談員) ガイドヘルパー(全身性、視覚障害)
大島支庁	女	5 5	ガイドヘルパー (視覚障害) ホームヘルパー 2 級

2 障害者くらし安心相談員の活動状況

(12月31日現在)

木	目 談 対 応	障 害 福 祉 課	大隅地域 振 興 局	大島支庁	計
		4 8	1 9	19	8 6
相談	不利益取扱い	6	4	0	1 0
件数	合理的配慮	8	3	0	1 1
	その他	3 4	1 2	1 9	6 5
		149	1 9	2 2	190
対応	不利益取扱い	7	4	0	1 1
回数	合理的配慮	8 3	3	0	8 6
	その他	5 9	1 2	2 2	9 3

3 相談対応の内訳(主なもの)

(1) 不利益取扱いの内訳

ア 商品の販売及び役務の提供

No.	管 轄		相	談	者
1	障害福祉課	年齢 不明	性別男	障害種別	一(施設職員)
内容	レを使用したとこ ニック状態でグル	ころ, トイレか レープホームに 射罪したが, ヌ	が詰まり水 に電話をか を店長から	が便器から》 けてきた。「 清掃するよ	ーパー(支店)でトイ 益れ出してしまい, パ 店舗に駆けつけ, 利用 う要求され, 他の客が
対応		こいる関係があ	あるため希	望しないとの	該店舗とは日頃障害者 のことであったが,現 导た。
結果	該スーパーの本語 からは障害当事者	那営業部長と当 の気持ちを理 い合いが十分で	当該支店長 里解して欲	が来訪して記 しいなど、 原	事案発生の翌日に,当 射罪があり,相談者側 思いの丈を伝えたとの 上の対応を希望しない

イ 労働及び雇用

No.	管轄				相	談	Ť
2	障害福祉課	年齢	不明	性別	男	障害種別	知的障害
内容		当手帳も					側に伝えていたが, 入 に知られてから, 差別
対応	相談内容を具体的その後の連絡もな					■ 話が切れ,	連絡先も分からず,

No.	管 轄				相	談	者		
3	大隅地域振興	局年齢	40代	性別	男	障害種別	IJ	内部障害	
内容									
対応	相談者の希望	があった	ことかり	S,事第	Ě者 ∕	への啓発を	を行	うこととした。	
結果		,リーフ	レットる	を設置し	ても	ららい, ま	きた	得た。事業所内に条 , 社員研修等の場に た。	

ウ 公共的施設及び交通機関の利用

No.	管	轄				相	談	者			
4	大隅地垣	找振興局	年齢	不明	性別	女	障害種	別 -	- (市議:	会議員)	
内容	が, 前年	0代・男・ E度は利用 理由をも	目できた	-施設な	バ,施討	免長が	が替わり	,今年	F度からし		
対応	相談者の)希望がま	あったこ	ことから	5, 施記	ひ側 ′	への事情	聴取る	を行うこ。	ととした	:
結果	来は学習が多くでのし、他の	管理的ところの 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	: した部 した記 せいにく はけてる : 同じる	形屋がよ 大文くしいと なっしに利	あり、 材 レス等 <i>の</i> また、 当 との 意 印 目 を も	几, で足でしる	端品等のきるべき きないでも あった。 込んだ上	移 一 あ 障 で の ,	とてもだ。 あるが、 ことから、 番差別にで 車椅子(大変なた 利用希 車椅子 ついて訪	こめ 会望 ジ ジ 説明

No.	管轄				相	談	É		
5	障害福祉課	年齢	52歳	性別	女	障害種別	肢体不自由		
内容									
対応									
結果	実施しているとこ	ころであ	り, 事	事業所 内	可で訓	周査し, 善気	こついては常々研修を 心するとの回答。社員 きることを伝えた。		

エ その他

No.	管	轄				相	談	律	i i
6	大隅地域	振興局	年齢	不明	性別	女	障害	種別	-(市議会議員)
内容	ろ, 緊急 は障害者	時の避難 の入寮の 説明で2	推誘導等 D可否に k人も修	等に不多について	安がある で全く言 ている。	るから 己載 カ	っと拒ず がなく,	否され 予備	、居を申し込んだとこれた。「入寮案内」に はた。「入寮案内」に は校への入校が決まっ ることとなったが、予
女位	当該聴覚いよう。)受験に影響を与えな 中。

(2) 合理的配慮の内訳

ルール・慣行の柔軟な変更

No.	管 轄		相	談 :	者			
7	障害福祉課	年齢 42歳	性別男	障害種別	発達障害			
内容								
対応		裁判所業務 配慮に当たら	の目的・内 ない旨を相	容・機能の	であり, 裁判所にそれ 本質的な変更に及ぶこ て繰り返し説明する			
結果					行っているが,全てに う態度が続いている。			

No.	管 轄			相	談	Ě			
8	障害福祉課	年齢 20	代性別	男	障害種別	肢体不自由			
内容									
対応									
結果	業者で対応の可る の指導等に取り約	Sが分かれ 且むことに	るが, 乗れ ついては ⁻	务員に 了承る	こ対する障害 を得る。ま <i>f</i>	りについては各バス事 居者への配慮について と、バス協会からは各 文書を発出してもらえ			

No.	管	轄				相	談	者
9	障害福	証課	年齢	不明	性別	女	障害種別	視覚障害・肢体不自由
内容								て合理的配慮を試験実施 をしてもらえるか。
対応	たり, さ とで事! 験問題(けると)	相談に係 案を解え の読み」 のことで	系る関係 快に導く とげ、 で対応に	系者双力 くことを な答入力 は求めり	方の意見 を目指す カ)等, られてし	見するいとなっている。	聴き, 互いの を回答。試 国は自身で いが, 障害	は助言や情報提供を行っ D話し合いを促進するこ 食でのパソコン使用(試 試験実施主体と交渉を続 冨祉サービス(同行援 関施している。

No.	管	轄				相	談	者
10	障害福	祉課	年齢	不明	性別	女	障害種別	視覚障害・肢体不自由
内容		らされる	る。バス	く会社に	こ合理的	勺配点		せから長距離バスへの乗 依頼する場合、相談員に
対応	応は求め の対応状 めた対応	かられて 状況や, な指針 単に関す	ていない 障害者 (「国コ ける対応	vが,名 音差別角 上交通名 な指針」	Sバス 解消法に 当所管 中「-	事業者 こ基に 事業に 事般	音の路線バス うき国土交通 こおける障害 き合旅客自動	歩を続けるとのことで対 スにおける車椅子乗車へ 風大臣が事業者向けに定 害を理由とする差別の解 動車運送業関係」)等に

No.	管	轄				相	談	君	Ť	
11	障害福	畐祉課	年齢	40代	性別	女	障害種	別	聴覚障害	
内容										
対応										
結果	れた前例 が、来 ^年 で手配す	列がなく, ₹度以降	予算指 検討し <i>t</i> 福祉5	昔置もし こいとの 団対側が	っていた りこと。 が研修会	いこ 今回 会会場	ことから 回は、相	本名談者	通訳者の手配を求めら F度の対応は難しい が手話通訳者を自身 手話通訳者の座席等	

No.	管轄	相 談 者
12	障害福祉課	年齢 不明 性別 女 障害種別 - (障害者の母)
内容	年からの就労に「としたら乗車拒否	主籍する車椅子利用の娘(10代・女・肢体不自由)が、来向けての会社研修に参加するため、路線バスを利用しようらされている。10月にまた会社研修があるし、来年からのる予定なので心配だ。
対応	ろ、乗車拒否につ	(当該路線は1事業者のみ運行)から事情を聴取したとこ ついての別案件での調査員の啓発やバス協会からの指導文 務員への指導もしているところとのこと。
結果	•	務員に対し,再度周知徹底を図ることで,相談者も了承し 肝修時には乗車できたことも確認。)。

No.	管轄			相	談者	Ė			
13	障害福祉課	年齢 20代	性別	男	障害種別	肢体不自由			
内容	車椅子利用者だが、バス会社からノンステップ車の利用を勧められたのに、ノンステップ車の運転手に「介助人を付けないと乗車できない。」と乗車拒否された。								
対応	て,乗務員から との報告があっ ップ車の利用を	「以前に比 たことから, お願いした経	べて難し 相談者の 緯があり	しくだ り安全 リ、当	ょっている。 €を考慮し, 当該ノンスラ	の乗車時の介助につい ように感じられる。」 訪問の上でノンステ テップ車の乗務員の発 が運転する場合もある			
結果	バス事業者が乗た。	務員に対し,	再度周知	口徹原	底を図ること	とで、相談者も了承し			

No.	管	轄				相	談	者
14	大隅地域	域振興局	年齢	30代	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	悪かった快な気を	こ。車椅− ♪になっ <i>†</i> 車椅子で <i>0</i>	子の扱し こ。それ	いにも 1と, 和	貫れてお 利用でき	さらす	げ, めんど 公共交通機	運転手の態度が非常に くさそうにされて不愉 関はバスくらいしかな バス会社への啓発をし
対応	ていると	ところだた	が,再月	度周知る	と図る	(事育	前に連絡が	務員への指導は実施し あれば慣れた乗務員に も逐次実施する。

No.	管	轄				相	談	者
15	大隅地域	拔振興局	年齢	50代	性別	男	障害種別	内部障害
内容	体調を崩	してしる か夜勤の	まい, 菫)務形態	態につし	ヽて酉	記慮を求め:	夜勤中心の勤務から たが改善されない。そ 言われ,退職しようと
対応								ていないよ う であった ころ了承を得た。

No.	管	轄				相	談	5
16	大隅地均	越振興局	年齢	不明	性別	男	障害種別	肢体不自由
内容	業員にそ		云えたと					しづらかったため,従 た。事業者へ条例の啓
対応						-		複数の問題が考えら を実施する予定。

物理的環境への配慮

No.	管轄				相	談者	Ž			
17	障害福祉課	年齢	60代	性別	男	障害種別	肢体不自由			
内容	車椅子を利用しているが、路面電車の停留場で、停留場の屋根の支柱が車 椅子の通行の妨げとなっている。									
対応	留場) は限定され ームページに掲え た。支柱の形状変	れており 示中。) 変更等で D増加予	(全 3 ,相談 幅員 8	3 7 停留 炎のあっ E確保で	留場の った係 できる)うち25倍 停留場は,す るのか,ま <i>t</i>	国員が90cm以上の停 学留場。各停留場やホ ド対応の停留場であっ た、「車イス利用対応 事業者からの事情聴取			